

岡山市里山における危険木伐採支援事業補助金交付要領

第1 趣旨

この要領は、住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護し、適正な里山環境を維持するとともに、市民の自主的な里山環境の維持保全の促進を図ることを目的として、市内で危険木の伐採による里山林整備を行う者に対し里山における危険木伐採支援事業補助金（以下「補助金」という）を交付するため、岡山市林業関係振興事業補助金交付要綱（平成24年5月14日岡農水第163号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき制定する。その交付に関しては、岡山市補助金交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 定義

- 1 この要領において「危険木」とは、市内の地目及び現況が山林内若しくは保安林内にある、胸高直径20センチメートル以上かつ樹高5メートル以上で、倒木により他人の居住する民家に被害を与えるおそれのある樹木をいう。
- 2 前号の規定にかかわらず、補助対象事業の実施にあたり必要となる関係法令等に基づく届出等が行われていない場合は、交付の対象としない。

第3 補助対象者

補助金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる者のいずれかとする。ただし、危険木の所有者と危険木が倒れることにより被害を受けるおそれのある住居の所有者又は管理者が同一若しくは生計が同一である場合は、対象外とする。

- (1) 危険木を所有する者
- (2) 危険木の倒木により被害を受けるおそれのある住居の所有者又は管理者。ただし、前号に掲げる者から事業実施の承諾を受けている者に限る。

第4 補助金の対象経費等

- 1 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、危険木の伐採および適正な危険の除去に必要な里山林整備に要する経費を対象とし、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところとする。
- 2 危険木等を有価物として処分する場合は、対象経費からその売却金額を控除した経費とする。
- 3 補助金の交付は、1人（その生計同一者を含む。）につき同一年度内において1回限りとする。

第5 交付の申請手続き

1 事業計画書の承認

- (1) 補助申請者は、事業計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- (2) 市長は（1）により提出された事業計画書を審査し、適当であると認められる場合には、これを承認するものとする。

2 事業計画の変更

補助申請者は、事業計画を変更しようとするとき又は事業を中止若しくは廃止しようとするときは、事業変更・中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

3 事業実績の報告

補助申請者は、事業が完了したときは、事業報告書（様式第1号）を作成し、すみやかに市長へ提出するものとする。

第7 着手及び完了届の免除

規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しないものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。